大口使用者等
特別料金制度の
ご案内

水道水が安くなる
とってもお得な
制度だよ！
くわしくは中を
みてね♡

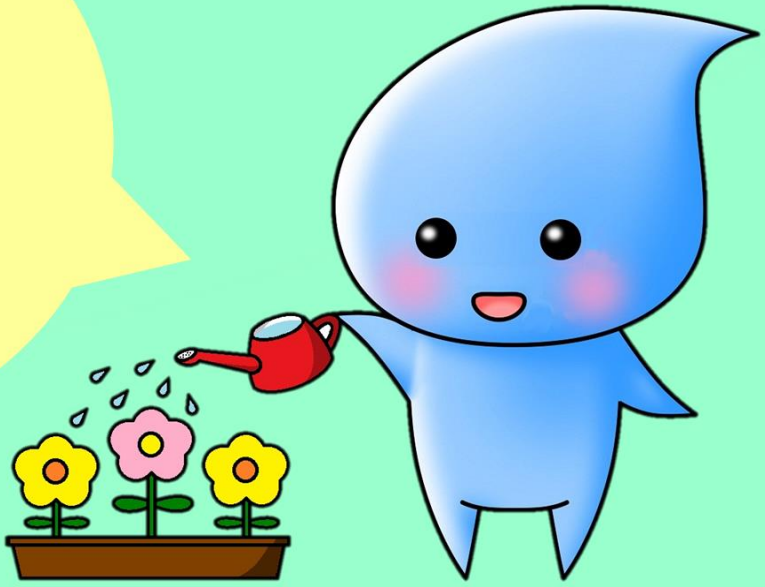

大分市上下水道局マスコットキャラクター　みずタン

大分市上下水道局

はじめに

本市の水道料金は、お客さまがより水道を使いやすいように、平成２９年４月、令和５年４月に料金体系を見直し、一部の値下げを行っています。

これに合わせて、地下水利用転換者等の水道水への回帰と、新たに水道水以外の地下水を使用する水道水離れの抑制を図ることを目的として、平成２９年４月から大口使用者等特別料金制度を実施しています。

大口使用者等特別料金制度ってどんな制度？

●水道水を安く提供します。

制度を利用されるお客さまごとに基準となる水量を設定し、基準水量を超えて使用した水道水について単価２３０円/㎥で提供します。最大単価３１０円/㎥と比べると８０円/㎥安くなります。

●お客さまの申請により個別に認定します。

大分市上下水道局は**安心・安全**でおいしい水道水をお届けするために「水質検査計画」にそって、約200項目の水質検査を行っています。

お客さまへのご案内

お客さまの水道使用状況に応じて内容が異なります。

お客さまの使用状況に適したページをご確認ください。

地下水を使用しているお客さま ３頁

平成２８年度に年間３，０００㎥以上使用しているお客さま ５頁

平成２９年度以降の年度において年間３，０００㎥以上使用されたお客さま ７頁

平成２９年度以降に新たに水道を使用開始し、開始からの年間使用水量が３，０００㎥以上見込めるお客さま ９頁

水道料金について １１頁

地下水を使用しているお客さまへのご案内

適用の要件

申請には、お客さまが次の１～３の要件をすべて満たしていることが必要となります。

１．本市水道を１年間以上継続して使用していること
２．用途が一般用であること。（※マンション等の集合住宅を除く）
３．水道料金を完納していること。
※一般用とは、一般家庭の家事用、団体、会社等で使用するもの

適用期間

●適用期間は、決定通知書に記載された適用開始年月から、令和９年（２０２７年）３月３１日までとなります。

基準水量

●平成２８年度に使用された２か月毎の使用水量が基準水量となります。
※お客さまごと、納期ごとに基準水量が異なります。

＜例＞

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成28年度	500㎥	600㎥	800㎥	300㎥	500㎥	600㎥	基準水量
⋮							
令和5年度	700㎥	700㎥	500㎥	900㎥	800㎥	1，100㎥	
令和6年度	650㎥	1，000㎥	400㎥	2，000㎥	850㎥	1，000㎥	
令和7年度	630㎥	1，300㎥	650㎥	1，700㎥	900㎥	1，000㎥	
令和8年度	610㎥	2，000㎥	700㎥	2，300㎥	830㎥	950㎥	

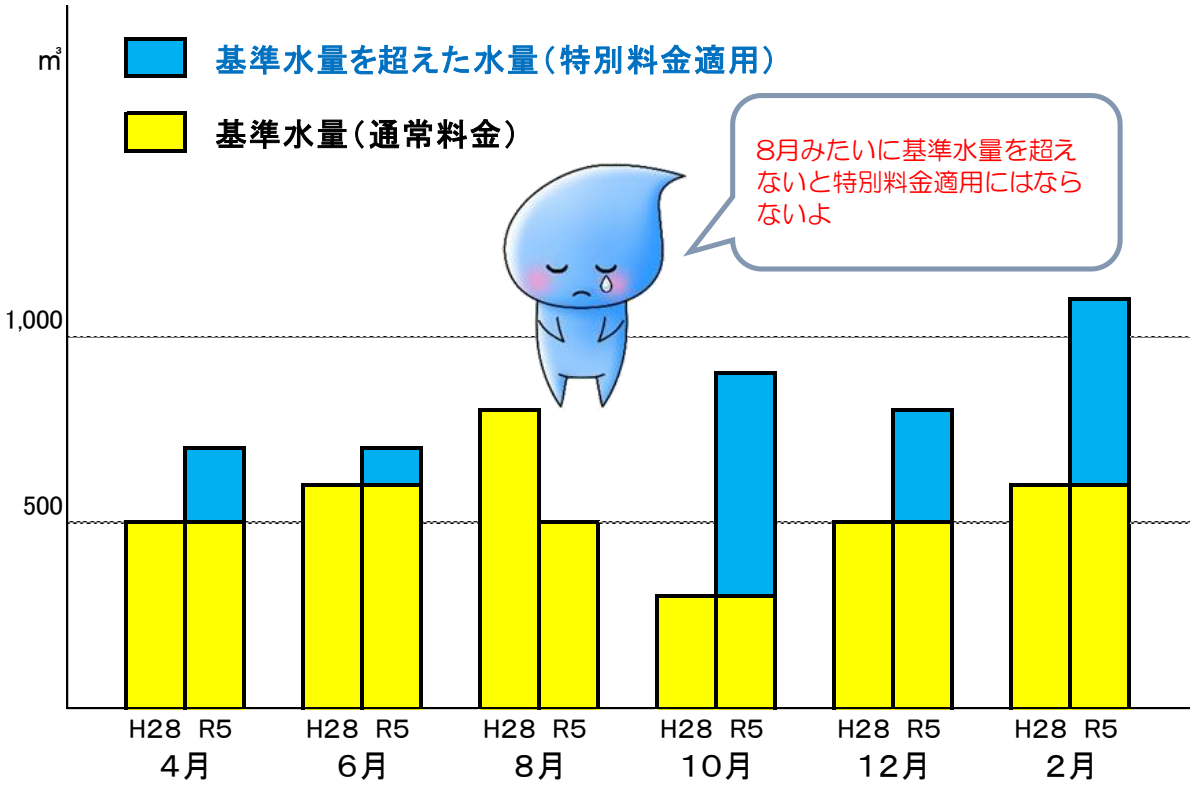

●水道料金の計算例は１１頁・１２頁を参照ください。

どのくらいお得になるか計算してみてね

平成２８年度に年間３，０００㎥以上使用しているお客さまへのご案内

適用の要件

申請には、お客さまが次の１～４の要件をすべて満たしていることが必要となります。

１．本市水道を１年間以上継続して使用していること
２．用途が一般用であること。（※マンション等の集合住宅を除く）
３．水道料金を完納していること。
４．国・県・市の施設でないこと。
※一般用とは、一般家庭の家事用、団体、会社等で使用するもの

適用期間

●適用期間は、決定通知書に記載された適用開始年月から、令和９年（２０２７年）３月３１日までとなります。

基準水量

●平成２８年度に使用された２か月毎の使用水量が基準水量となります。
※お客さまごと、納期ごとに基準水量が異なります。

＜例＞

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成28年度	500㎥	600㎥	800㎥	300㎥	500㎥	600㎥	基準水量
⋮							
令和5年度	700㎥	700㎥	500㎥	900㎥	800㎥	1，100㎥	
令和6年度	650㎥	1，000㎥	400㎥	2，000㎥	850㎥	1，000㎥	
令和7年度	630㎥	1，300㎥	650㎥	1，700㎥	900㎥	1，000㎥	
令和8年度	610㎥	2，000㎥	700㎥	2，300㎥	830㎥	950㎥	

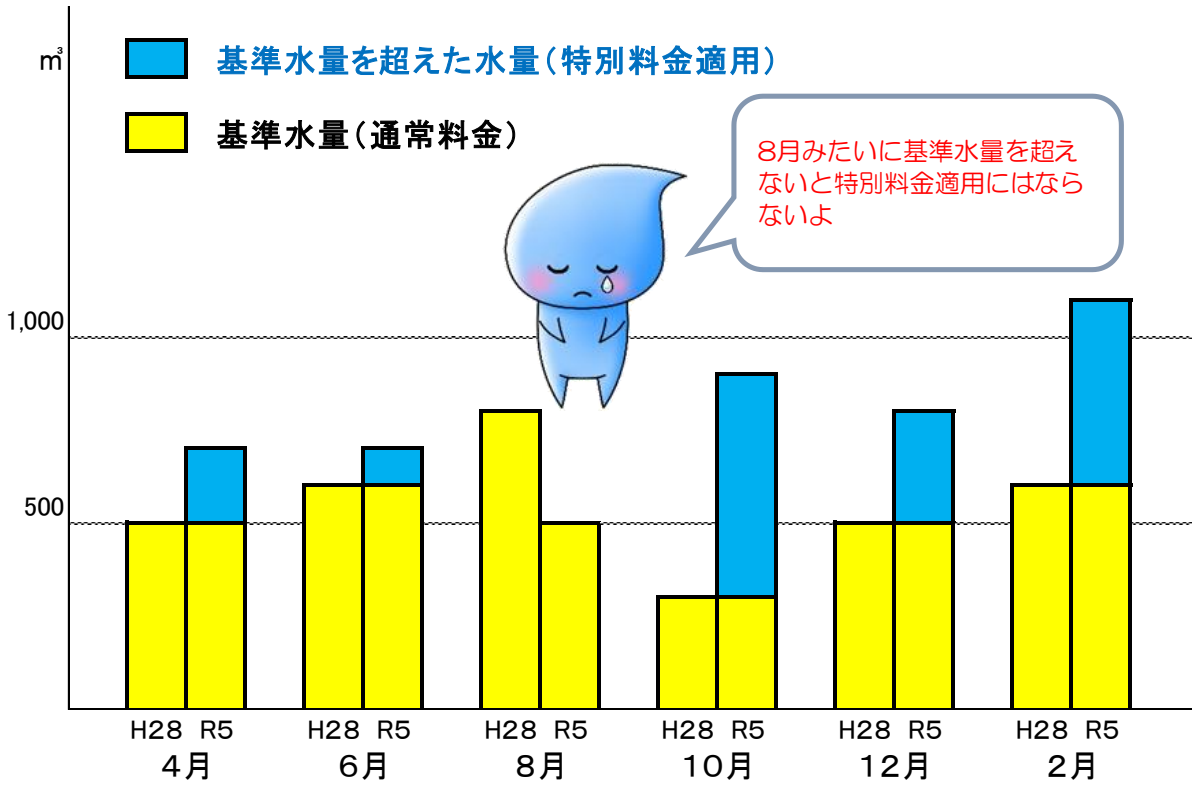

●水道料金の計算例は１１頁・１２頁を参照ください。

どのくらいお得になるか計算してみてね

平成２８年度に年間３，０００㎥以上使用しているお客さまへのご案内

平成２９年度以降の年度において年間３，０００㎥以上使用されたお客さまへのご案内

適用の要件

申請には、お客さまが次の１～４の要件をすべて満たしていることが必要となります。

１．本市水道を１年間以上継続して使用していること
２．用途が一般用であること。（※マンション等の集合住宅を除く）
３．水道料金を完納していること。
４．国・県・市の施設でないこと。
※一般用とは、一般家庭の家事用、団体、会社等で使用するもの

年間３，０００㎥以上の水道使用実績がないと申し込めないから、注意してね！

適用期間

●適用期間は、決定通知書に記載された適用開始年月から、令和９年（２０２７年）３月３１日までとなります。

基準水量

●平成２９年度以降に初めて年間３，０００㎥以上使用実績のある年度の２か月毎の使用水量が基準水量となります。
※お客さまごと、納期ごとに基準水量が異なります。

＜例＞

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成28年度	100㎥	300㎥	500㎥	400㎥	200㎥	300㎥
平成29年度	500㎥	600㎥	800㎥	300㎥	500㎥	600㎥
⋮						
令和5年度	700㎥	700㎥	500㎥	900㎥	800㎥	1，100㎥
令和6年度	650㎥	1，000㎥	400㎥	2，000㎥	850㎥	1，000㎥
令和7年度	630㎥	1，300㎥	650㎥	1，700㎥	900㎥	1，000㎥
令和8年度	610㎥	2，000㎥	700㎥	2，300㎥	830㎥	950㎥

基準水量

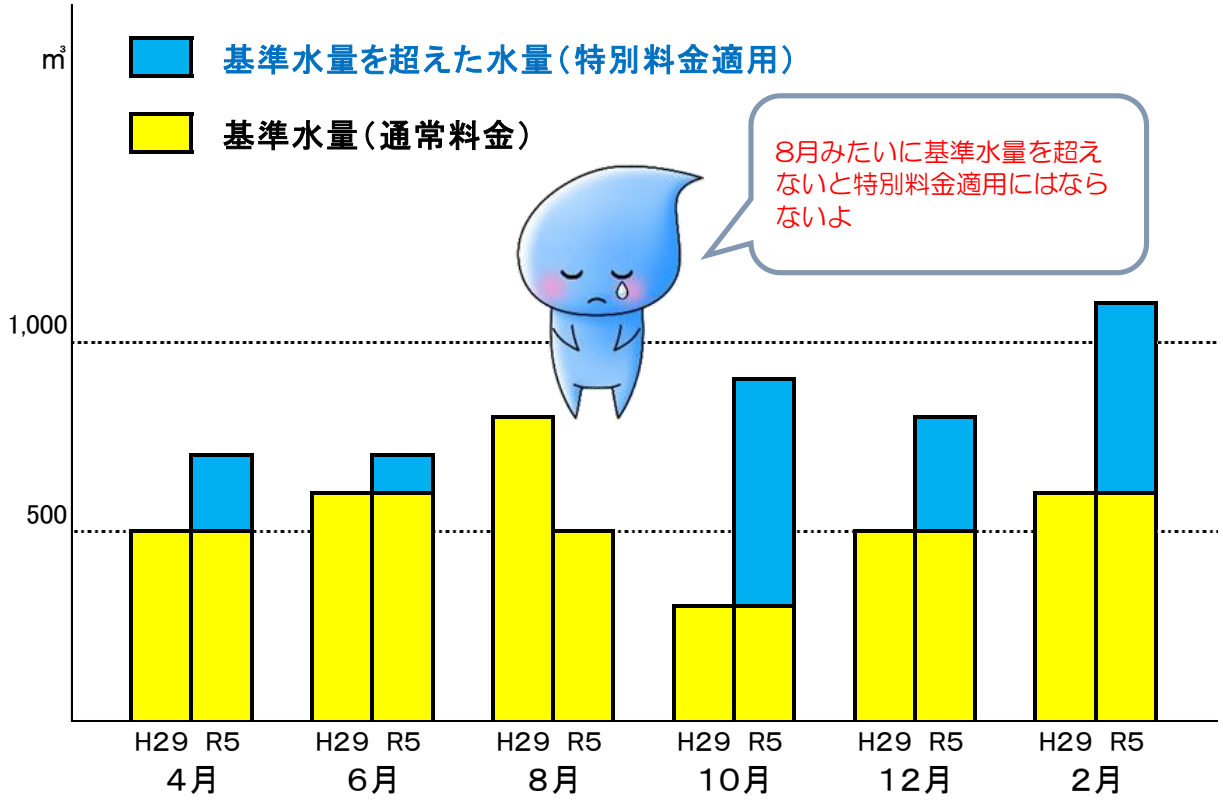

●水道料金の計算例は１１頁・１２頁を参照ください。

どのくらいお得になるか計算してみてね

平成２９年度以降の年度において年間３，０００㎥以上使用されたお客さまへのご案内

平成２９年度以降に新たに水道を使用開始し、開始からの年間使用水量が３，０００㎥以上見込めるお客さまへのご案内

適用の要件

申請には、お客さまが次の１～４の要件をすべて満たしていることが必要となります。

１．用途が一般用であること。（※マンション等の集合住宅を除く）
２．水道料金を完納していること。
３．国・県・市の施設でないこと。
４．年間使用水量が３，０００㎥以上見込まれること。
※年間使用水量が３，０００㎥に達しなかった場合は、
適用の対象外となりますので、正規料金による請求を行います。
※一般用とは、一般家庭の家事用、団体、会社等で使用するもの

適用期間

●適用期間は、決定通知書に記載された適用開始年月から、令和９年（２０２７年）３月３１日までとなります。

基準水量

●基準水量は０㎥となります。

＜例＞

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和5年度	700㎥	700㎥	500㎥	900㎥	800㎥	1，100㎥
令和6年度	800㎥	1，000㎥	400㎥	1，200㎥	900㎥	1，000㎥
令和7年度	650㎥	1，300㎥	650㎥	1，700㎥	930㎥	1，000㎥
令和8年度	610㎥	2，000㎥	700㎥	2，300㎥	830㎥	950㎥

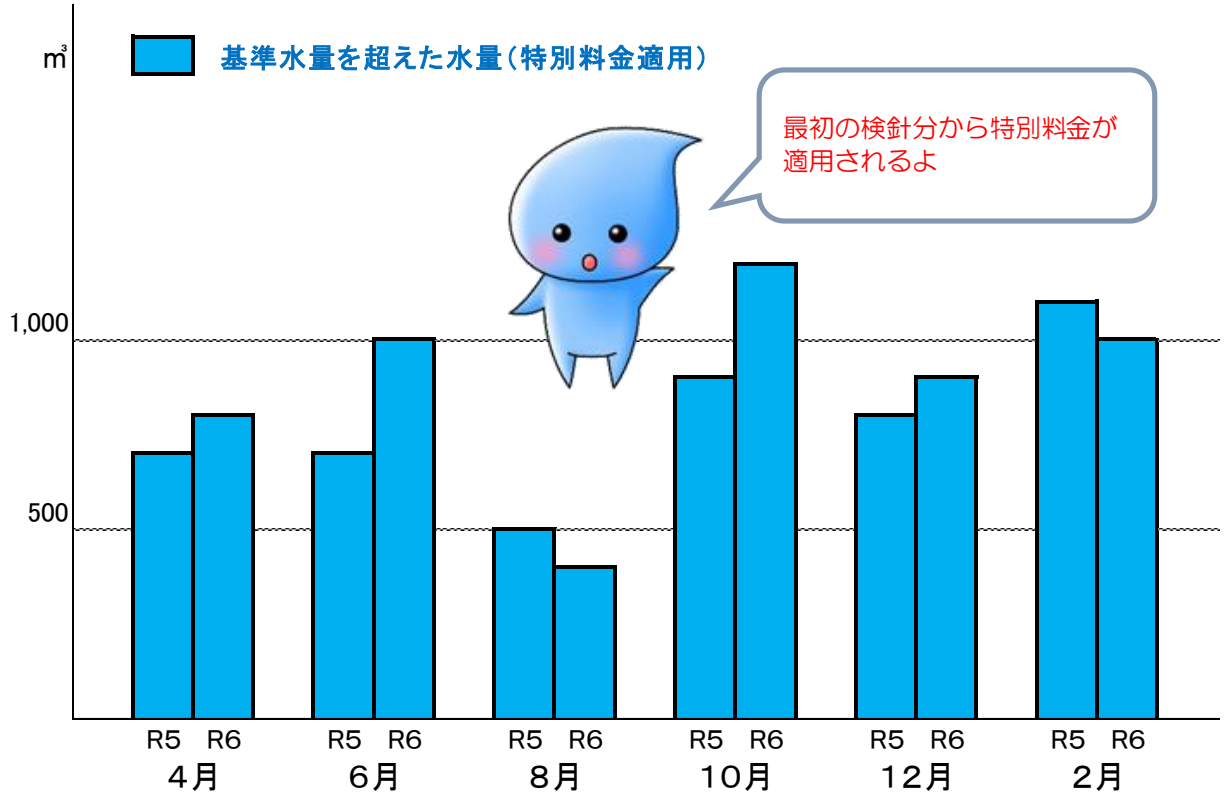

●水道料金の計算例は１１頁・１２頁を参照ください。

どのくらいお得になるか計算してみてね

平成２９年度以降に新たに水道を使用開始し、開始からの年間使用水量が３，０００㎥以上見込めるお客さまへのご案内

水道料金について

●基準水量を超えて使用した水量分で、従量料金が 230 円/㎥を超える部分が、230 円/㎥（税抜き）となります。

1 料金表

用途	口径	基本料金		従量料金（1月につき）				
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用	13	5㎥まで	800円	5㎥を超え8㎥まで 50円/㎥	8㎥を超え20㎥まで 145円/㎥	20㎥を超え50㎥まで 260円/㎥	50㎥を超え250㎥まで 310円/㎥	250㎥を超える部分 230円/㎥
	20		1，160円					
	25		1，430円					
	40	4，800円		1㎥から20㎥まで 230円/㎥				
	50	8，600円						
	75	17，500円						
	100	28，000円						
	150	61，500円						
	200	95，200円						

制度適用

特別料金
基準水量を超える部分で 230円/㎥を超える従量料金部分 230円/㎥

2 料金の求め方

2か月毎にメーター検針を行い、計量した使用水量により料金を算定します。

①1か月の使用水量を算出します。
　水量（1か月）＝計量した水量（2か月）÷2
②1か月の使用水量から1か月分の料金を算出します。
　料金（1か月）＝（基本料金＋従量料金）×消費税率（1 円未満端数切捨て）
③2か月分の料金を算出します。
　料金（2か月）＝料金（1か月）×2

３ 計算例

●口径５０ミリ、２か月の使用水量１，０００㎥、基準水量３００㎥の場合

１．最初に１か月の使用水量、基準水量を確認します。

使用水量　１，０００㎥÷２か月＝５００㎥

基準水量　３００㎥÷２か月＝１５０㎥

２．料金表を基に計算をします。

	水量（㎥）	計算	料金（円）	
基本料金	―	―	8,600	…①
従量料金	1㎥～20㎥までの20㎥	230円×20㎥	4,600	
	20㎥～50㎥までの30㎥	260円×30㎥	7,800	
	50㎥～250㎥までの200㎥	310円×200㎥	62,000	
	250㎥以上の250㎥	230円×250㎥	57,500	
		従量料金の計	131,900	…②
水道料金（１か月）		（①＋②）×1.1	154,550	…③
水道料金（２か月）		③×２	309,100	…④

特　別　料　金　制　度

	水量（㎥）	計算	料金（円）	
基本料金	―	―	8,600	…①
従量料金	1㎥～20㎥までの20㎥	230円×20㎥	4,600	
	20㎥～50㎥までの30㎥	260円×30㎥	7,800	
	50㎥～基準水量までの100㎥	310円×100㎥	31,000	
	基準水量を超える350㎥	230円×350㎥	80,500	
		従量料金の計	123,900	…⑤
水道料金（１か月）		（①＋⑤）×1.1	145,750	…⑥
水道料金（２か月）		⑥×２	291,500	…⑦

17，600円お得になります（④－⑦）

※上記は２か月の水道料金による比較です。

適用の解除について

次の場合には、適用を途中で解除します。

- ●水道の使用を中止したとき。
- ●契約後、一般用以外に用途を変更したとき。
- ●料金を滞納するなど契約者の義務を誠実に履行しないとき。
- ●新たに水道を使用開始したが、年間使用水量が３，０００㎥に達しなかったとき。
- ●上下水道事業管理者が、適用期間を継続することが困難な特別な事情があると認めるとき。

お問い合わせ、お申し込み

●申請書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送で下記までお申し込みください。

大分市上下水道局営業課
〒870-0045　大分市城崎町１丁目５番２０号
TEL：097-538-2416　FAX：097-537-2757

※お申し込みは、中央・東部・西部の各料金センターでも受け付けています。

※申請書は、ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

大分市ホームページ https://www.city.oita.oita.jp/

大口使用者等特別料金制度に関する Q&A

Q１．使用実績が、制度適用当時とくらべ大幅に変わった場合はどうなりますか？

Ａ１．適用要件を満たす限り、原則、制度の適用を継続します。

Q２．使用実績が、大幅に変わったのですが、基準水量の変更はありますか？

Ａ２．使用実績が変わっても、基準水量に変更はありません。

Q３．単価は２３０円のまま変わらないのですか？

Ａ３．今後、水道料金を見直す時に、単価について変更する可能性があります。

Q４．早めに申請するほうが有利ですか？

Ａ４．既に年間使用水量が３，０００㎥を超過しているお客さまにつきましては、適用開始が早くなりますので、有利かと思われます。

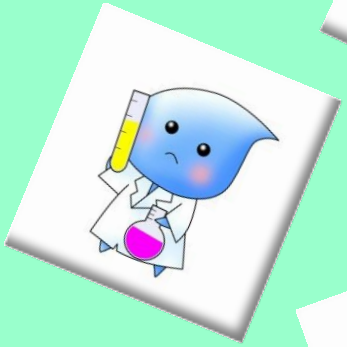

令和５年３月作成